

東日本硝子業厚生年金基金の年金給付の手続 【初めて基金の年金を受けるとき】

■当基金の年金を請求できるのは

- (1) 当基金の加入期間が10年以上ある方が退職し、下の表に掲げる年齢に達したとき
- (2) 当基金の加入期間が1ヶ月以上ある方が、下の表に掲げる年齢に達したあと、退職したとき（70歳到達による資格喪失を含む）
- (3) 当基金の加入期間が1ヶ月以上ある方が、国の老齢厚生年金の受給権を取得したとき

※国の老齢厚生年金は、次のいずれかの期間を満たしている方が、受給開始年齢に達したとき、受給権を取得します。

※支給開始年齢に達した以降も、当基金の加入事業所にお勤めされる方は在職年金となりますので、厚生年金の受給権を取得していない場合は、当基金の請求もできませんのでご注意ください。その場合の当基金の年金は、厚生年金の受給権を取得した時または当基金加入事業所を退職された時に請求することになります。

【厚生年金の受給権】

- ①厚生年金の加入期間が20年以上ある方
- ②厚生年金の加入期間が40歳（女性の場合、35歳）以降15年（昭和22年4月2日以降生まれの方は16年～19年）以上ある方
 - 昭和22年4月1日生まれ以前＝15年（180ヶ月）
 - 昭和22年4月2日生まれ～昭和23年4月1日生まれ＝16年（192ヶ月）
 - 昭和23年4月2日生まれ～昭和24年4月1日生まれ＝17年（204ヶ月）
 - 昭和24年4月2日生まれ～昭和25年4月1日生まれ＝18年（216ヶ月）
 - 昭和25年4月2日生まれ～昭和26年4月1日生まれ＝19年（228ヶ月）
- ③厚生年金の加入期間が1年以上あり、国民年金の加入期間と合算して25年以上ある方

【表】支給開始年齢一覧表

生 年 月 日	男 子	女 子
昭和28年4月1日以前	60歳	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳	60歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	60歳
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	63歳	60歳
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	61歳
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	64歳	61歳
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	62歳
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	65歳	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	65歳	64歳
昭和41年4月2日以降	65歳	65歳

■年金の手続きに必要な書類

- (1) 年金裁定請求書
- (2) 加入員証
- (3) 戸籍抄本(住民票では受け付けできません) ※請求月の前後3ヶ月以内のもの
- (4) 厚生年金保険(国)の年金証書のコピー(老齢厚生年金・遺族年金・障害年金等)
※コピーを取る時は、証書の右側の数字が全て入るようにお取りください。
- (5) 雇用保険(失業給付)の基本手当を受けている方、受けられる方また以前に受けたことがある方は、「雇用保険受給資格者証」のコピー(以前に受けていた方は、受給資格者証の全記録のコピー)

※以前受けていた方で、該当年齢到達日以前に受給終了している場合は必要ありません。
※在職中の方は、必要ありません。

■請求書記載等の注意事項

- (1) ⑥は、自宅の住所です。電話がある方は、電話番号を必ず記入してください。
- (2) ⑦は、ご指定の金融機関の記入欄です。必ず金融機関及びゆうちょ銀行の証明印を受けてください。
※厚生年金保険(国)を受けている方は、なるべく厚生年金保険と同じ金融機関をご指定ください。3.「郵便振替払出証書」を指定する場合は、簡易書留にて払出証書が送付されてきますので、郵便局にて受け取ることになります。
- (3) 国の年金証書のコピーは、請求中の方については、当基金の裁定請求書の⑧欄の3.「請求中」に○をつけ、その後(2~3ヶ月後)日本年金機構より年金証書が送られてきますので、その証書のコピーを当基金へご提出ください。
- (4) 厚生年金の老齢厚生年金は、65歳未満の受給者が雇用保険(失業給付)の基本手当を受給している間は、年金の支給が停止されており、当基金についても同様な取扱いをしています。雇用保険(失業給付)を受給している方、受給される方または以前に受給されたことがある方は、必ず「雇用保険受給資格者証」のコピーを添付してください。(以前に受給されていた方で、該当年齢到達日以前に受給終了している場合は必要ありません)

■請求後の通知等は

請求書提出後、概ね2ヶ月後に当基金の「年金証書」及び「通知書」をお送りします。

請求書送付・お問合わせ先

東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
<http://www.glskkn.com>